

企画競争説明書

業務名称： イラク国サマーワ上水道整備事業準備調査【有償勘定技術支援】

調達管理番号： 22a00085

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年4月20日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年4月20日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラク国サマーワ上水道整備事業準備調査【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年7月～2023年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 中東第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 4月 28日 12時
2	質問への回答	2022年 5月 9日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 5月 13日 12時
5	評価結果の通知日	2022年 5月 24日
6	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをekoji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納

ください。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html ）

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 業務管理体制及び若手育成加点本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。
- 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約

交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「イラク国サマーワ上水道整備事業準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

イラク共和国（以下「イラク」という。）における国家開発計画（National Development Plan 2018-2022）では、人口増加に対応して飲料水を提供することや、その水質の向上、水損失を10%以上減少させることが目標に掲げられている。また、2020年10月に策定された「経済改革白書」においても、飲料水供給を含む公共サービスの着実な提供を行うことが、様々な改革を進めていくための鍵となるとされている。

イラクの上水道セクターは1980年代までに水道普及率は都市部で95%、農村部で75%に達していたが、度重なる戦争や治安の悪化等により、施設の更新・維持管理が十分に行われず水質及び給水率の低下を招いた。国際社会からの支援もあり飲料水へのアクセス（給水車、水売り人からの購入等の方法を含む）が可能な人口割合は都市部で97%、農村部で76%、全国の水道普及率も82%に達しているものの、同国内の給水人口のうち、約25%の家庭では給水時間が一日あたり2時間未満という状況（2011年統計調査時）である。また、ISILによる侵攻等の影響もあり、既存施設の老朽化・機能低下が進み、上下水道分野を含む生活基盤の水準は著しく後退している。

イラク南部ムサンナ県の上水道普及率はイラク国内で最低の66.7%であり、県都であるサマーワ市はイラク国内の県都で唯一浄水施設を市内に有しておらず約25km離れたルメイサ市の浄水施設からの給水を受けている。JICAは2015年から2016年にかけて、ムサンナ県を含む南部四県（ムサンナ県、マイサーン県、ディカール県、バスラ県）を調査対象地域とする「イラク国南部上下水道開発計画に係る情報収集・確認調査」（以下「既存調査」という。）を実施したところ、水道管を通じた給水は都市部においても一日あたり6時間以下という住民の水需要に応えられていない状況や、ルメイサ市からサマーワ市に送水される過程で漏水や違法接続等により約24%の水が損失しサマーワ市内においても漏水率が42%と推定される等、上水道整備の機能低下が明らかとなった。

また、2018年7月には水や電力等の公共サービスの改善・安定供給を求める抗議デモがサマーワ市を含むイラク南部に広がったことから、同市における水の

安定供給は急務である。加えて、サマーワ市近郊のユーフラテス川はペルシャ湾からの海水遡上等により塩分濃度が極めて高く、生活用水として活用するためには淡水化処理が必要である。

かかる状況の中、イラク政府は有償資金協力として、同市内に淡水化施設の建設を含めた上水道施設を整備することでサマーワ市に安全な水の安定供給を確保することを目的とした「サマーワ上水道整備事業」（以下「本事業」という。）の実施を要請している。これを受け、本調査では、既存調査を活用しながらサマーワ市における社会経済・上水セクターの関連情報を収集する。既存調査の結果のうち、更新が必要だと判断されるものについては本調査内で更新あるいは追加で調査を実施し、事業規模の妥当性を検討した上で、有償資金協力として適切な事業計画の策定および概略事業費を積算する。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 事業名

サマーワ上水道整備事業（Samawah Water Supply Improvement Project）

(2) 事業目的

ムサンナ県サマーワ市において淡水化施設を含む上水道施設を建設することで、給水量・水質・給水時間の向上及び水資源の有効利用を図り、以て同市の安定した生活用水供給、水資源の有効利用及び経済的・社会的発展の促進に寄与するもの。

(3) 事業概要

1) 土木・プラント工事（淡水化施設等建設）・維持管理契約

- ① 取水施設建設（184,800m³/日）
- ② 導水管整備（300～400m）
- ③ 前処理施設建設（168,000m³/日）
- ④ RO膜処理浄水施設建設（120,000m³/day）
- ⑤ 送水管整備（6.1km）
- ⑥ 浄水施設の維持管理契約

2) 土木工事（配水施設の改修・拡張等）

- ① 配水池（高架水槽10か所）の新設
- ② 配水網の改修（50km）・拡張（280km）
- ③ 送水用ポンプ場の改修（送水ポンプ計10台）
- ④ 電力引き込み工事
- ⑤ RO膜処理浄水施設のための受変電設備の建設

3) コンサルティング・サービス

事業全体（上記1）、2）の両方を含む）の詳細設計、入札補助、施工監理、研修、住民への啓発等

(4) 対象地域

イラク共和国ムサンナ県サマーワ市

(5) 関係機関等

本調査の対象となる事業に関する実施機関及び関係省庁・機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の機関等が関係する場合は、その旨発注者に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続する。

1) 実施機関：

・イラク共和国地方自治・公共事業省（Ministry of Municipalities and Public Works。以下「MMPW」という。）

2) その他関係機関

・水資源省（Ministry of Water Resources）
・ムサンナ上水道局（Muthanna Water Directorate）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

・なし

第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって発注者が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時先方政府・実施機関及び発注者と十分に協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が先方政府・実施機関等への一方的な提案とならないよう、先方政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、先方政府に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府・実施機関との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府・実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに発注者に情報共有を行うとともに、必要に応じ先方政府・実施機関及び受注者間で協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について

は、取りまとめに際して、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って取りまとめる。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率（IRR）
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目を追加する可能性がある。

（3） JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府・実施機関に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得る。先方政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について確認する。

なお、発注者への説明・確認については、対面または、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、それらが困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

（4） 既存調査から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に示す調査が実施されているところ、かかる既存調査から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、既存調査から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案する。なお、一部の情報は古くなっているため、情報の更新が必要な個所を洗い出し、本調査において情報の更新・追加情報の入手を行う。

- 1) イラク国南部上下水道開発計画に係る情報収集・確認調査（2016年7月）

なお、上記の既存調査との整合性には十分留意した上で調査を実施する。

（5） 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、

工事中、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

(6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用の可能性について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術の適用による経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方政府・実施機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する。

加えて、本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。なお、発注者の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下ウェブサイトを参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA 環境社会配慮ガイドライン」2.2.7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、先方政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

先方政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照する。また、本事業を実施する際の環境社会配慮に係る最新の手続きについて確認する。

- 1) General Authority for Water and Sewerage Law, Law No.27 of 1999
- 2) Law on Environmental Protection and Improvement, Law No.27 of 2009
- 3) Regulation on Conserving of Water Resources, Regulation No.2 of 2001
- 4) Law on protection of rivers and other water sources systems from water pollution, Law No.25 of 1967
- 5) Law on irrigation canal and drainage channel, Law No.12 of 1995
- 6) Notification for the Prevention of Water Pollution, Notification No.80406 of 1980

(8) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルテ

ィング・サービスを含む) 事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS)」(2021年2月)(以下「JSSS」という。)を参照すること。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが(仏語圏/西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用)、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施する。

また、先方政府・実施機関の対応が求められるような事項(用地取得や交通規制等)については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

本事業対象地域はイラク国内の他地域と比較して治安面においては安定しているものの、サマーワ市を含むムサンナ県の外務省渡航レベルはレベル 3 であり、JICA 安全対策措置では「安全管理部長承認」、感染症対策措置上も未渡航再開地域に該当する(2022年4月現在)。かかる状況下において、本調査においてはローカルコンサルタントの活用を含めたりモート調査も駆使することで実施することが求められるものの、本邦コンサルタントによる現地渡航も実施の上遂行することを想定している。一方で、本邦コンサルタントによる長期間の現地調査の実施が困難となることも考えられることから、ローカルコンサルタント等を含む再委託先の業務遂行水準は調査の進捗や結果に大きな影響を与えるため、再委託先の選定に際してはこれまでの JICA 関係の調査経験や実施機関との関係等慎重に検討すること。なお、調査実施に当たっては発注者が求める安全対策措置を確認し、現地渡航前には必要な安全管理ブリーフィング等を受講の上、現地滞在中は行動規範を遵守する。

概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイダンス」(2019年4月)を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート(案)を作成する。

(10) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進の観点から、発注者は事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。現段階では発注者として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。将来的には調査データの取得に関して可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査

データの取得に当たっては、本調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に本調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 1) データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議する。
- 2) データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードをファイナル・レポートと併せて提出する。

(1 1) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きくなる。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

第6条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 先方政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に既存調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、先方政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに情報収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICA に事前確認を求める。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、先方政府・実施機関等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。
また、上記作業と並行して、現地再委託、傭人、機材調達の手配等の準備作業を開始する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

既存調査の情報を精査の上、本事業の背景や必要性を確認・整理するために必要となる以下の情報収集、更新、分析を行う。

- 1) イラク及び事業対象地域の開発計画、社会・経済状況及び事業関係機関
イラク経済・産業の現状（産業構造、為替・貿易収支、労働市場と貧困、外国投資と産業振興状況、政府予算等）について確認する。
また、イラク及び事業対象地域における開発計画、上水道セクターの上位計画等における本事業の位置づけについて確認を行う。さらに、事業対象地域の社会・経済状況（人口動向、世帯数、民族構成、平均所得、生計手段・就業形態、失業率、安全な水へのアクセス状況、停電時間、水因性疾患発症率等）に関する情報を収集・更新・分析する。
さらに、事業実施に係る関係機関について、省庁、地方支局、地方政府機関等との関係性を明らかにする。
- 2) 淡水化の必要性及び持続可能性
本事業を通じた淡水化による給水の必要性について検討する。淡水化事業の必要性を検討するうえで、水需要のひっ迫度（事業対象地域の将来推計人口及び需給予測を含む）、代替水源（表流水、地下水、塩分濃度の高い地下水の淡水化等）の有無、実施機関の財務持続可能性及び発電施設からの電力供給の持続可能性を検証する。
水需要予測については既存調査の結果を参考にするとともに、本調査にて将来人口予測・水需要原単位（1人1日当たりの水需要）、計画負荷率、計画有収率等を検討し、その算出根拠も示す。
代替水源については、技術的観点、コスト・工期等に関して、代替水源を活用した場合と淡水化事業との比較検討を行い、淡水化事業の妥当性を検証する。さらに、淡水化技術については代替淡水化技術（蒸発法、蒸発法・RO膜法ハイブリット式等）を活用した場合との比較・再検証も行う。
- 3) 既存水道施設及び送水・配水状況
事業対象地域の既存上水道施設（浄水場、ポンプ場、配水管、情報管理システム等）の容量・水源・築造年・敷設年・維持管理の状況等の情報収集・更新・分析を行う。また、事業対象地域における上水道整備状況（水道普及率、給水時間、浄水施設の設置状況、送水システムの現状、取水水源の状況、上水道施設・送配水設備の維持管理状況、送配水設備の劣化状況等）、配水管の延伸状況、新規接続の増加状況及び維持管理に必要な予算の割り当て状況について確認する。
- 4) 水道料金設定及び徴収状況
現状の水道料金設定及びこれまでの料金改定（頻度、改定幅、改定理由、改定時のプロセス等）に関する情報収集・更新・分析、現在及び過去の徴収状況・徴収体制についての情報収集・更新・分析を行う。また、水道メーターの設置及び検針状況、事業対象地域の所得水準や所得分布等と水道料金の支払意思額（Willingness to pay）及び支払可能額（Affordability）についても調査する。
- 5) 無収水率
漏水率・盗水率等の内訳とともに、その算出根拠を明らかにしながら算出する。さらに、原因を分析し対応策を検討する。

6) 電力利用可能量

淡水化施設は運営の過程で多くの電力を使用するため、本事業で淡水化施設を含む浄水場を整備した場合、維持管理に必要な電力を供給することが可能か分析する。

7) 紛争防止策の検討

イラク南部では現在も部族社会が色濃く残っているため紛争予防配慮の観点から、配水管敷設に際しては部族間の不公平感を助長しないような対策について、実施機関とこれまでの対策の実績・効果に関しヒアリング・協議の上、提案する。

8) 他の開発協力機関等との情報共有

事業対象地域及び周辺（ムサンナ県内を目安とする）における他開発協力機関等の協力実績や見通しについて確認する。

本業務における上水道現況調査（既存水道施設及び送水・配水状況、水道料金設定及び徴収状況、紛争防止策の検討等に関する調査）に関しては、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託による情報収集・補完を行うことを認める。

なお、上記項目以外に必要だと判断される調査項目が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(4) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、あるいは既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）については、下記において特段の指定がない限り、競争参加者がプロポーザルで提案する。

1) 気象調査（気温・降水量、風）

2) 水理・水文調査（水源の流量調査、菅網の水理解析、水質調査、水利権、水利用の状況等を含む）

3) 自然災害調査（台風、地震、活断層、津波、洪水、火山噴火、降雪、凍結等）

4) 地形測量（基準点測量、水準測量、トラバース測量、平板測量、斜面災害の可能性）

5) 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験、液状化の可能性調査）

6) 支障物調査

なお、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(5) 代替案の検討

既存調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う）。

- 1) 事業・ケースとゼロ・オプションの比較
- 2) 水処理（脱塩処理）方式
- 3) プロジェクトサイト
- 4) 濃縮塩水の処分方法

(6) 概略設計

上記各種調査や既存調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、本事業に係る設計方針を提案し、JICA 本部へ協議・承認を得るとともに、先方政府・実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

1) 既存調査の情報更新・見直しを行うもの

- ① 浄水場の配置・フロー計画
- ② 処理能力
- ③ 水処理方式
- ④ 水位関係図
- ⑤ 管路・ポンプ場計画（ウォーターハンマー対策、キャビテーション対策含む）
- ⑥ 浄水場・配水設備における主要設備の仕様（取水施設、前処理施設、汚泥処理設備、RO 設備、送水設備、受変電設備、管理塔）

2) 新たに検討・提案、作成を行うもの

- ① 淡水化施設設計（取水施設、導水管整備計画、RO 膜処理浄水施設、汚泥処理施設、送電施設、RO 膜処理浄水施設のための受変電設備の計画）
- ② 送配水施設設計（送水用ポンプ場の改修計画、送水管整備計画、配水池の改修計画、配水網の改修計画）
- ③ 各施設における GHG 削減対策の採用
既存調査にて提案されている、施設配置計画の適正化、運転動力を最小化する浄水システム等を含め、上水道施設において実施可能な GHG 排出量減対策を検討・提案する。
- ④ 浄水施設完成後の運営体制
運営に必要な職種・人数、毎年の運営費用、適切な維持管理体制を検討・

提案する。また、SCADAの必要性およびSCADAを導入する際の運営計画についても検討すること。

(7) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道路の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係るイラクの法令及びJSSSを確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合（防弾車や警護会社の仕様等を含む）は発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、イラク、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

スケジュール作成に当たっては、ラマダン月等も踏まえた上で現実的なものを設定する。

(8) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

膜モジュール・高圧ポンプ・エネルギー回収装置等、本事業に要請される技

術的なニーズ（施工性、維持管理性、必用に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

3) 先方政府・実施機関が活用を希望する本邦技術・工法

先方政府・実施機関が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

(9) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途発注者に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

① 本体事業費

② 本体事業費に関するプライスエスカレーション

③ 本体事業費に関する予備費

④ 建中金利

⑤ フロントエンドフィー

⑥ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

⑦ その他 1（融資非適格項目）

（ア）用地補償等

（イ）関税・税金

（ウ）事業実施者の一般管理費

（エ）他機関建中金利

⑧ その他 2（融資非適格項目※）

（ア）完成後の委託保守費

（イ）初期運転資金

（ウ）研修・トレーニング費用、広報・啓発活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者から提供されるコスト積算支援システム

(Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している (Macintosh は推奨しない)。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版) (2009 年 3 月版)」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ)、諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) の内訳について、算定根拠 (バックデータ、適用した積算基準等) とともに発注者に提出する。

なお、直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ) は、予備設計レベル (百番台) と同等以上に細分化すること。

また、諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする (積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること)。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他開発協力機関やイラク政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」(様式の指定なし)を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途発注者に提出する。

① 実施時期

② 事業費 (総事業費 (当初見積額・実績額) 及び内訳)

③ 設計条件・仕様

④ 入札方法 (PQ 基準、国際入札/国内入札等)

⑤ 契約条件 (総価方式/BQ 方式、支払条件 (履行保証の有無等) 等)

⑥ 施工監理方法 (品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等)

(10) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

- 1) イラクにおける当該類似事業の調達事情
 - ・本事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
 - ・現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
 - ・現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ・調達方式
 - ・契約約款
 - ・契約条件書等の設定の基本方針
 - ・適用する JICA 標準入札書類 等
- 3) コンサルタントの選定方法案
 - ・ショートリストの策定方法
 - ・コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- 4) 施工業者の選定方針案
 - ・PQ 条件の設定
 - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - ・Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

(11) 事業実施体制の検討

- 1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。
- 2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。
- 3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。
- 4) 実施機関の類似事業の実績
実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。
- 5) 実施段階における技術支援の必要性
事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(12) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(13) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

イラク国内での環境許認可（EIA レポート作成や用地取得等）、道路掘削許可、上下水料金改定、その他事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(14) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の

作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」（貸与資料）に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認
 - ・ 汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。
 - 2) 先方政府の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ 当国の制度における手続きや所要期間
 - ・ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
 - 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定する）の実施
 - 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
 - 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
 - 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
 - 8) 予算、財源、実施体制の明確化
 - 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。
 - 10) 淡水化施設の運営において、淡水化過程で生成された塩分濃度の高い水（濃縮水）の処分方法・放流先については、不適切な処理となる場合環境への重大な影響が懸念されるため、対応策の検討を十分に行う。
- (15) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成
- JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれ

るべき内容は、以下1)～12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(16) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(17) 免税措置の確認

当国での他の円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(18) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理したうえで、「調査関連資料」として、別途発注者に提出する。

1) イラク国における当該類似業務の調達事情

- ・一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・現地施工業者の情報

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・契約、契約条件書等の設定の基本方針等

3) コンサルタントの選定方法

- ・International Consultants の採否等

4) 施工業者の選定方針

- ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・ LCB : Local Competitive Bidding の採否
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件・Dispute Board 設置の検討。イラク側自己資金により実施される調達パッケージが想定される場合には、イラク国内における調達法、必要書類の確認を行う。
- ・ デザイン・ビルド方式またはデザイン・ビルド・オペレーション方式等を提案する場合は、その必要性・適切性の説明も合わせて示すとともに、デザイン・ビルド方式及びデザイン・ビルド・オペレーション方式を採用している既往案件の施設稼働状況や管理体制を確認し、本事業での実施可能性を検討すること等

5) 事業実施上の留意事項の整理

- ・ 既存運営事業者との調整
- ・ HIV 対策
- ・ 軍事利用の回避
- ・ 人材雇用における障害のある求職者又は被雇用者への情報保障や安全確保等の合理的配慮、イラク南部における部族に起因する社会・雇用問題と各種要求に端を発する暴動への対応等

(19) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）、上水道施設に関する運営、維持・管理に係る研修の計画、住民への啓発活動について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

(20) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途発注者から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

1) 定量的効果

① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照

しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめぐりとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案する。（特に、気候変動の緩和・適応策の効果指標として適切なものについて検討すること）

- ・新設浄水場の処理能力
- ・新設浄水場処理水の水質
- ・給水時間
- ・受益者数
- ・水道普及率
- ・無収水率・漏水率
- ・配水設備全体における使用電力量
- ・GHG 排出量

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：イラクに進出している本邦製造企業にもたらされる便益等）。

(2 1) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（緩和策）（JICA 2019年）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

また、本事業の実施により、イラクの気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（適応策）（JICA 2019年）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の推計を行う。

(2 2) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA 本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する（イラク事務所も含める）
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

(2 3) ドラフト・ファイナル・レポートの現地関係者への説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートを先方政府・実施機関関係者等に説明し、内容について最終ワークショップにて協議・確認を行う。特に、今後の協力可能性に関しては、現実的な案となるようイラク側関係者との協議を密に行うものとする。

協議の結果、ドラフト・ファイナル・レポートの内容についてイラク側からコ

メントがなされた場合は、これを十分検討して発注者と協議の上、必要に応じ反映させるものとする。

(24) COVID 19による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- 1) コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- 2) 実施スケジュール、コンサルタント TOR・人月策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

第7条 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、概要を和文3部・英文3部、レポートとは別に作成し、併せて提出することとする。なお、3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5) 準備調査報告書及び6) デジタル画像集とし、提出期限は第8条業務工程に示す期日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適路線案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：「第8条 業務行程」に示す期日まで

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第8条 業務行程」に示す期日まで
部 数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

- 5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）
記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）
提出時期：「第8条 業務行程」に示す期日まで
部 数：和文5部、英文10部、CD-R3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）3部及び和文（要約）3部を作成し、調査終了後速やかに公開する。

一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

- 6) デジタル画像集
記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像
提出時期：準備調査報告書と同時提出
部 数：CD-R3部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方政府・実施機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方政府・実施機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者（イラク事務所も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、別途発注者に提出することとした情報や、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 報告書の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。いずれの報告書もデータ（PDF 及び Word、計算ファイルについては Excel、写真ファイルは jpeg 等の画像データ）も併せて提出する。なお、提出期限の 10 営業日前を目途に仮提出を行い発注者からの確認を得るものとする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第 8 条 業務工程

(1) 業務工程

2022 年 7 月上旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2022 年 10 月 31 日まで
- 2) 準備調査報告書案（ドラフト・ファイナル・レポート）：2022 年 12 月 23 日まで
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2023 年 2 月 10 日まで

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

1) 業務量の目途

合計 約 20.00P/M

2) 業務従事者の構成（案）

本調査には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、下記の担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案する。

また、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案する。

- ① 業務主任者／上水道計画（2号）
- ② 上水道施設計画①（3号）
- ③ 施工計画・積算（3号）
- ④ 電気設備設計
- ⑤ 上水道施設計画②
- ⑥ 経済分析
- ⑦ 資金計画
- ⑧ 維持管理計画

- ⑨ 環境・社会配慮
- ⑩ 上水道計画補助

第9条 現地再委託

当該業務について、以下の調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 自然条件調査
 - 1) 気象調査
 - 2) 水理・水文調査（水質調査を含む）
 - 3) 自然災害調査
 - 4) 地形測量（基準点測量、水準測量、トラバース測量、航空測量（航空レーザ測量）、衛星画像解析、深淺測量、地形判読）
 - 5) 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験）
 - 6) 支障物調査
- (2) 環境社会配慮
 - ① 社会経済調査
 - ② 住民移転計画
 - ③ ジェンダーへの配慮
 - ④ 気候変動緩和策に係る情報収集・分析
- (3) 上水道現況調査
 - 1) 既存水道施設及び送水・配水状況確認
 - 2) 水道料金設定及び徴収状況確認
 - 3) 紛争防止策の検討

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

第10条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材

であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第 11 条 その他留意事項

(1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

(3) 契約予定時期の変更等

本調査は、契約予定時期の変更、公示取り消しの可能性があります。

以 上

別紙：プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	既往調査を踏まえた今次調査における情報更新・提案方針	第6条 業務の内容 (6) 概略設計 (P.16)
2	既存の環境社会配慮影響評価に基づく、調査方針	第5条 実施方針及び留意事項 (7) 環境社会配慮調査 (P.11)
3	調査期間短縮に向けた業務工程	第8条 業務工程 (P.29)
4*	現地コンサルタントへの再委託及び現地傭人の配置に関する方針	第9条 現地再委託 (P.30)
5*	本邦・現地における業務・安全管理体制及びCOVID 19影響下における業務体制	第5条 実施方針及び留意事項 (9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策 (P.12)

注：4*、5*に関し、現地渡航を想定した提案内容を求めています。これに加えてCOVID19影響下において現地渡航できない状況を想定した追加提案がある場合は、追加提案につきページ制限外、見積もり不要とします。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：上水道施設整備に関する各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／上水道計画
- 上水道施設計画①
- 施工計画・積算

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.25 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／上水道計画）】

- ① 類似業務経験の分野：上水道施設関連業務のうち、上水道関連施設調査業務、上水道施設設計・計画、RO 関連施設整備等に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：イラク国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：上水道施設計画①】

- ① 類似業務経験の分野：上水道施設関連業務のうち、送配水管網設計・計画に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：イラク国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：施工計画・積算】

- ① 類似業務経験の分野：上水道施設関連業務のうち、工事計画立案、施工方法検討、人員・材料費・事業費等の算出等の積算及び調達パッケージ検討に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：語学評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年7月中旬	インセプション・レポート提出
2022年8月～9月	第一回現地調査
2022年10月31日	インテリム・レポート提出
2022年11月～12月	第二回現地調査
2022年12月23日	ドラフト・ファイナル・レポート提出
2023年1月	ドラフト・ファイナル・レポートワークショップ
2023年2月10日	ファイナル・レポート提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 20.00 人月（現地：7.75人月、国内12.25人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/上水道計画（2号）
- ② 上水道施設計画①（3号）
- ③ 施工計画・積算（3号）
- ④ 電気設備設計
- ⑤ 上水道施設計画②
- ⑥ 経済分析

- ⑦ 資金計画
- ⑧ 維持管理計画
- ⑨ 環境・社会配慮
- ⑩ 上水道計画補助

3) 渡航回数を目途 全15回 (現地調査は2回の想定)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- 現地での自然条件調査補佐業務
下記に示す自然条件調査全般に関する補佐業務を行う。
 - 気象調査
 - 水理・水文調査 (水質調査を含む)
 - 自然災害調査
 - 地形測量 (基準点測量、水準測量、トラバース測量、航空測量 (航空レーザ測量)、衛星画像解析、深淺測量、地形判読)
 - 地質調査 (ボーリング調査、現場・室内試験)
 - 支障物調査
- 現地での環境社会配慮関連情報収集補佐業務
下記に示す環境社会配慮調査全般に関する補佐業務を行う。
 - 社会経済調査
 - 住民移転計画
 - ジェンダーへの配慮
 - 気候変動緩和策に係る情報収集・分析
- 現地での上水道現況調査補佐業務
下記に示す上水道現況調査全般に関する補佐業務を行う。
 - 既存水道施設及び送水・配水状況確認
 - 水道料金設定及び徴収状況確認
 - 紛争防止策の検討

現地再委託の見積については、定額にて計上してください。当該現地再委託以外に必要と考えられる現地備人も契約に含めることも可とします。

(4) 配付資料／公開資料等

- 1) 貸与資料 (中東・欧州部中東第二課窓口 : 7rtm2@jica. go. jp)
 - イラク国南部上下水道開発事業に係る情報収集・確認調査 (2016年7月)
 - イラク実施機関作成 EIA (Environmental Impact Japanese Loan Project)
 - カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2019年11月)
- 2) 配付資料
 - イラク南部水セクターの現状に係る情報収集・確認調査報告書 (2015年3月) (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000020475.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wifi	無

（6）安全管理

- 1) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAイラク事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、第三国コンサルタントが情報収集のため、イラクで業務に従事する場合は、従事者名や活動予定期間、用務内容等をJICAイラク事務所およびJICA本部に事前に報告し、実施の可否の承認を得ること。
- 2) 現地作業期間前には、業務従事者全員について、旅行日程・滞在先・連絡先等を外務省たびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取る。
- 3) 本業務従事者の邦人・ローカルコンサルタント等がイラクで活動する際には、安全対策措置やJICA本部、JICAイラク事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICAイラク事務所と常時連絡が取れる体制とする。特に地方部（バスラ市及びサマーワ市）にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地調査中における安全管理体制については、プロポーザルに記載すること。また、かかる安全対策経費に関しては、4.（2）に記載のとおり、別見積とする。
- 4) イラクにおける治安情勢及び新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。現地再委託費については、以下4.（3）に記載のとおり、定額計上とする。
- 5) 本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」という。）において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において①再委託先が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、再委託先は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航

はJICAの安全対策措置の対象となる事を再委託先に明示し、⑤再委託先は委託先及びJICAイラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること。また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について、付記することを検討すること。

- 6) 再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先と以下の対応について合意すること。
 - ① 再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
 - ② 再委託先の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
 - ③ 再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入りの間とする。
 - ④ 再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、1か月先までの活動計画書を常時委託先および委託先を通じてJICA中東・欧州部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。
 - ⑤ 再委託先の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じてJICA中東・欧州部及びイラク事務所に共有する。
 - ⑥ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICAが対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は委託先またはJICAからの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先およびJICA中東・欧州部及びイラク事務所に報告する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 現地再委託費（再委託費） : 38,000千円
 - ・現地での環境社会配慮調査補佐業務 : 15,000千円
 - ・現地での上水道現況調査補佐業務 : 15,000千円
 - ・現地での自然条件調査補佐業務 : 8,000千円
- 2) 資料等翻訳料：（アラビア語→英文） : 300千円
- 3) ワークショップ開催費用 : 1,000千円

（4）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

- 1) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価表」より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。
- 2) イラク国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律28,750円／泊として計上してください。精算時は領収書による実費精算とします。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。
- 3) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。ただし、路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む

緊急時の対応が可能な航空券の購入ができることとします。

東京⇒ドーハ⇒バスラ（カタール国際航空）

東京⇒ドバイ⇒バスラ（エミレーツ航空）

- 4) 邦人が現地調査を実施する場合の警備会社については、イラク政府から警備会社としてのライセンスを取得していることはもとより、防弾車仕様、携行武器、警護要員の経験等の様々な項目を満たすことが必要となります。バスラで活動する警備会社の中で該当すると考えられる企業を参考までに以下に記載します。なお、下記の企業以外の場合、契約交渉の段階で確認を求め、場合によっては別の警備会社との契約を含む見直しを求めることがあります。
 - ・ CR (Control Risks)
 - ・ G4S
 - ・ GardsWorld (Aegis)
 - ・ Constelis (Olive)
 - ・ Harlow International (Al Murabit)
- 5) サマーワ県での現地調査はバスラ県からの日帰りのみとし、サマーワ県での宿泊は認めません。また、バスラ県からサマーワ県への移動はコンボイ（1コンボイは防弾者3台で構成。コンボイ当たり最大4名乗車）での移動となるため、大人数での移動は避けるようにしてください。
- 6) 邦人の現地調査時における宿泊先は、JICAイラク事務所が認める以下の宿泊施設のみとします。
 - ・ Al Majal Business Park (AMBP)
 - ・ Iraq Energy City (IEC)

以 上

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／上水道計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>上水道施設計画①</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>施工計画・積算</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	